

農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年4月9日(木)13時30分から14時15分

2.開催場所 役場2階 大会議室

3.出席委員(14名)

会長	1番 野澤 典生
会長職務代理	2番 飯澤 清成
農業委員	3番 青木 博子
	4番 島田 美知恵
	5番 赤羽 道子
	6番 高井 学
	7番 横川 又司
推進委員	中村 良治
	伊藤 信一
	唐澤 秀明
	吉江 森男
	小松 英幸
	有賀 則幸
	有賀 米吉

4.欠席委員 なし

5.議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 辰野町農業委員会 令和7年度最適化活動の目標の設定について
報告事項

(1)農地法第4条の規定による農地を農業施設に供することの届出

(2)農地法第18条第6項の規定による届出

(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出

6.その他

7.農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 丸山 貴之
事務局次長	役場産業振興課補佐 野澤 隆生
	役場産業振興課農政係 松田 馨司

8.会議の概要

<丸山事務局長>

時間前ですが皆さんお揃いなので始めさせていただきます。午前中に引き続き大変長いこと会議となりますがよろしくお願ひいたします。

それでは辰野町農業委員会の総会を始めてまいりますので開会の言葉をお願ひいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

午前中はお疲れ様でございました。今から農業委員会の総会の方を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

改めましてこんにちは。これから3年間皆さんと一緒に辰野町の農業委員会ということで運営をしていくこととなりますけど、先輩諸氏もいらっしゃり、また農業経験の長い皆さんの中で私がいいのかちょっとわかりませんが、皆さんの調整役という程度に気楽にやろうかなと思っております。率先して引っ張るってほどのものではありませんので、そこはそんなご理解でいただければと思っております。

それさておき農業委員会の職務は、午前中の冒頭の一番最初のところで四つのことが出てまいりました。お昼のときにちょっと見ると結構綺麗にまとまっているのではないかなと思って、特に2冊目はわかりやすいと思いますので、またいろいろ何かどうしたことなんだろうというときにはちょっとまた開いていただいて、常にはカバンに入れていただいてですね、ぜひ見返していただければと思っております。

委員会の役割っていうのは先ほどあったように四つの業務があります。一つは農業行政ということでいろいろな審議だとか意見とか、そういうことがあるかと思ひます。

二つ目には農業生産者の生産力の向上になります。これは先ほどもありましたし、もしかしたら去年皆さんにもご参加いただいたかもしれませんが、地域計画とかそういう

ことでいかに集約して生産力を上げていくかということが大きな業務内容にはなるかと思えます。

それから三つ目には農業経営の強化の支援ということになるかと思えます。例えばですね、新しく新規就農された方達の就農支援、そういうことも私達はしていかなければいけないということになりますし、農業簿記とかってさっき午前中もありましたけど、簿記は私もわかりませんが今改良区で必死にやってますけども、そこまでやれるかどうかわかりませんが、支援も大切かと思えます。

最後に四つ目は、例えば辰野町町長また町議会、長野県議会、こういうところでですね、いろいろ私達も農業をされてる方、またそれに関わる方のいろいろな意見諸問題を伝えていかなければいけない。ということが大きな四つになるかと思えます。

こんなことを中心に私達が3年間やってかなきゃいけないんですが、さて辰野町の現状はどうかということをもとに皆さんに考えていただければと思うんですよ。皆さんの中には農業をされてる方もいますしそれ以外の一般的な立場からの推薦の方もございますので、全ての方が農業に携わっておられるわけではございませんけども、地域計画の中でも説明はしてありますが、昨年、一昨年ぐらいで辰野町の農業従事者の人数がおおよそ270名ぐらいということでしたが、地域計画の中での話として、これが10年後になると80名弱になるのではないかとということが予測されております。

これは一つには、今辰野町の農業の経営の仕方が一つは家族的な農業が多いということですね。ということは、お父さんが、奥さんが、それからおじいちゃんがついて、そういう方たちが農業をやられてて、その方たちが高齢になって農業ができなくなった、トラクターに乗れなくなったって言ったら、今度そういう方は農業をやめてしまう、ということで、自然減という形になるかと思えます。

そういう農業人口の減少、それからそれに伴い残された農地を、今度は引き継いだお子様たちがこの長野県辰野町に居れば結構なんですけど、つい最近も個人的に相談を受けておりますけれども、もう子供たちはみんな東京へ行っちゃった家を出ちゃったというので、もう農地いらないよと、もうただでくれるから使えよというような現状のことも起きてきています。そういう農地をこれから私達がどうやって健全な農地として維持させるか。大きなそういう課題があります。

あと辰野町はですね、皆さんも伊那の方や松本平の方に行かれるとよくわかるかと思えますが、どちらかというとなり谷になります。南箕輪みたいに傾斜地が緩やかなところだといいますが、辰野町は多くの農地がほとんど傾斜地のところですから、いくら基盤整備をやって、1枚の田んぼが5アールとか、もう本当にそういうような狭い田んぼだとか、そういう問題で非常に農業がしづらい。新しい何かいいものがあればいいんで

すよ。それがうまく新しい農業に繋がらないから、結局 2 年前にありました小野でのソーラーみたいなことになってしまう。あれも事業が撤廃されましたけども、そういう形になってしまいます。辰野町は今実際にそういう大きな課題をいくつか抱えております。

私達はこれからこの 3 年間何をしなきゃいけないかっていうことになる、一番最初には、午前中にも説明ありました地域計画ということについて深掘りをしていかなければいけません。直近としてはまだこれから皆さんとご相談してやらなきゃいけないことですが、担い手の方たち、また新規の担い手の方にご参集いただいて、これからどうしていくかという辰野町の政策を説明して、ご同意いただくことは必要になるかと思えます。

特にそういう問題からいろいろな農地の問題、それからあとは一昨年辰野町有機宣言ということで、有機農業にもちゃんと取り組んでおります。これについても未来の子供たちに安全安心を与える作物をお届けしたいということからの宣言ですので、これについても私達の課題にはなるかと思えます。

上げるともっていろいろありますけども、そうは言ってもこういう諸問題を私達農業委員会、たまたま今回事務局も課長と課長補佐が異動の関係で代わられて大変なタイミングではございますけども、そうは言っても、農業者としてはいつまでもゆっくり待てるわけにはいきませんので、何とかできる限りのスピード感を持って私達がこれから取り組んでいきたいと、ちょっと私なりの勝手な抱負を述べさせていただきましたけれども、念頭にあたり私の思うところを述べさせていただきました。これから 3 年間大変ですいろいろなありますけど、ただわからないことはわからないで結構ですので、必ず事務局の方とご相談するなり、経験されてる方とよくご相談されて受益者、町民の方に有益になるよう頑張っていきたいと考えておりますので一つご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<野澤会長>

議事録署名委員の指名ですが 3 番の青木さん、4 番の島田さんお願いします。

(議事)

<丸山事務局長>

それでは 4 番の議事に入らせていただきます。議長につきましては辰野町農業委員会会議規則第 6 条により会長となっておりますので、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

<野澤会長>

それでは議事に入りますが、議事に入るときには既にお配りしてますこの農地法議案書と地図の冊子を二つ見比べながらお願いいたします。

それでは議事の方に入ります。

<事務局中澤>

まずこちらの方で議案を読み上げさせていただきます。その後一筆一筆1議案1議案ごとにご説明をさせていただきます。各採決につきましては農業委員さんだけの採決になります。なお、意見につきましては推進委員さんにも積極的にご意見をいただいて、お互いにここに意見を、正直な気持ちをお述べいただければと思いますので、何卒よろしくをお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～8番朗読】

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

東京都八王子市…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は田、面積2817㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのBさんが譲り受けるものです。

譲渡人のAさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため、管理耕作ができないことから、お姉さんであるBさんが譲り受けるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤前委員、立澤前推進委員から意見書をいただいております。

<事務局中澤>

この件につきまして立澤前推進委員から内容を伺っております。先ほど事務局の方からの説明の通りでありまして、相続にて取得した申請地等を所有者のお姉さんであるBさんが譲り受けるということで、農地等の使用状況営農計画等につきましても特に問題ないと思われまます。以上です。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。それでは今の報告について何か皆さんの方からあればお願いいたします。

<有賀推進委員>

譲り受ける際の農地経営面積って制約はないんですか。何㎡以上でなきゃいけないとか。

<事務局中澤>

今までは農地を取得する際は、辰野町の場合は20a以上の下限面積と取得面積が必要となっておりますが、令和4年度4月以降農地法の改定によりまして農地の取得の下限面積は撤廃されました。農地を持っていない方でも農地を取得できるということになりましたが、その他の要件としまして、今までの要件の引き続きなんですけれども、取得した農地を全て効率的に利用すること、目安なんですけど年間150日以上耕作をすること、あと農地を取得された方ご本人もしくはそのご家族がきちんと耕作をすること、あとはその地域との情報はきちんと守ること。その要件は残っておりますので、それを踏まえた営農計画を出していただいた上で、農地の取得は可能となっております。

<有賀推進委員>

よろしいでしょうか。さっき説明の中で、農業機械を所有していて、農業経営をできる見通しがあるとか説明を受けたんだけど、それも基準とかじゃないってことですよ。

細かくこの人はわからんけど、確認しに来たときに、完全に農業できそうもないよねっていう思う人が農地欲しいっていう話があったときに、意見としてこの人は農業経営は無理だと思うけどしょうがないねっていう。ハンコをおすのかね。

<野澤会長>

例えば極端な話、鎌もなにもない、これで農業しますってのはありえないと思います。ただ特例としては新規就農みたいな方はね、そういう可能性は大いにあります。この4月からもう1人新規就農でいますが、その方は農業の経験はありますが、農業資産というものはゼロ。要は補助金をもらうからあっちゃいけない、そういう可能性がありません。だから農業計画というものを出してくれということです。

他に何かなければ、採決に入りたいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい挙手いただきましてありがとうございました。

<野澤事務局次長>

2番、3番は譲受人が一緒でありますので、合わせて説明いたします。

所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

静岡県浜松市…番地にお住まいのCさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は田、面積2795㎡と、

神奈川県藤沢市…番にお住まいのDさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は田、面積601㎡および、

大字横川…番、地目は田、面積1101㎡を、

大字赤羽…番地にお住まいのEさんが譲り受けるものです。

譲渡人のCさんとDさんはご兄弟であり、相続にて申請地をそれぞれ取得しましたが、遠方にお住まいのため、管理耕作ができないことから、以前より貸借にて耕作されていたEさんが譲り受けるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。

この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤前委員、立澤前推進委員から意見書をいただいております。

<事務局中澤>

こちらにつきましても飯澤前委員、立澤前推進委員から現地をご確認いただいております。先ほどの事務局の説明の通りEさんの方で農地を譲り受けられるということで申請の方が上がってまいりました。特に問題ないとされたようです。お願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。まず2番について何か質問ご意見よろしいですか。それでは2番について採決をとりたいと思います。2番について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)はい。挙手いただきましてありがとうございました。

続きまして3番について何かご質疑質問ありよろしいですか。なければ採決を取りたいと思います。3番について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

神奈川県横浜市・・・丁目・・・番地にお住まいのFさんが所有いたします、

大字平出・・・番、地目は田、面積13㎡および、

大字平出・・・番、地目は田、面積591㎡および

大字平出・・・番、地目は畑、面積101㎡ 計3筆 705㎡を、

東京都世田谷区・・・丁目・・・番にお住まいのGさんが譲り受けるものです。

譲渡人のFさんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいのため、管理耕作ができずにおりました。今回、Fさんの農地・山林等をすべてGさんが取得されるということで申請がありました。また、Gさんは申請住所は東京ですが、現在は南箕輪村にもお住まいであり、また町内にも複数の農地を所有し、管理耕作されています。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀委員>

3月10日に青木さん並びに仲介人と現地確認をしております。今の内容の通りでございます。場所は、××の信号機の〇〇のその奥にございまして、立地条件は大変良いところにあります。話がありましたように住民票がある所と違う所に住んでまして、自分での耕作をしているといったことで今後ともその土地の耕作を行うということで判断をして許可をいたしました。場所がいいですので遊休農地にしないように、また宅地として転用はしないようにと青木さんから強く言ってもらいましたし、Gさんに話をするようにはお願いしてきましたので、よろしく申し上げます。以上です。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について何か質問ご意見お願いします。なければ採決に入ります。4番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、全員挙手ありがとうございました。

<野澤事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

東京都中野区・・・丁目・・・番にお住まいのHさんが所有いたします、
大字伊那富・・・番、地目は田、面積762㎡を、
大字赤羽・・・番地にお住まいのIさんが取得するものです。

譲渡人のHさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため、管理耕作ができないことから、Iさんが取得し耕作されるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

ありがとうございます。私の方から状況を説明させていただきます。この件につきまして3月17日の日に小松推進委員さん、私、Iさんと3人で現地で立会いをさせていただきました。

先ほど事務局からも説明あったように、地権者については東京都中野区にお住まいということで、売りたいということでもずっと探してはいたんですが、その仲介に入っておりましたIさんが探していたのですがなかなか買い手が見つからず、やむを得ず自分で買うということになりました。

この地域は基盤整備は全て国土調査をされてる地域ですので境界等についてはきちんとしております。実際には杭は明確に立ってるわけではありませんが、大丈夫かと思えます。

今後の課題としまして、この件につきましてはIさんということもあって実際には農業者もされていますので譲渡は可能なんですけど、いかんせん、こういう地図でもわかる通り、周りに少しずつ住宅が建っているところですので、住宅への転売は一切やめてくださいということで一言釘をさしてございますので皆様にはよろしくご審議ください。

今の5番に関して質疑質問ありましたらお願いいたします。なければ5番について採決をとりたいと思います。5番について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。

では続きまして6番について野澤補佐よりお願いいたします。

<野澤事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

塩尻市大字贄川…番地にお住まいの J さんが所有いたします、
大字赤羽…番、地目は畑、面積511㎡を、
大字赤羽…番地にお住まいの K さんが取得するものです。

譲渡人の J さんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいのため、管理耕作ができず、以前より貸借にて耕作されていた隣接地にお住まいの K さんが取得するという申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島前会長、瀬戸前推進委員から意見書をいただいております。

<事務局中澤>

この件につきまして報告いただいております。地図をご覧くださいとわかりますようにある K さんの家の裏側の農地になります。以前より長年耕作をされていたということでこの度、K さんの方で取得されるということで話がまとまったということでの申請になっておりますので、特に問題ないかと思われまます。

<野澤会長>

ありがとうございました。6 番の件について質問意見ありましたらお願いいたします。なければ 6 番について採決を取りたいと思います。6 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<野澤事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの L さんが所有いたします、
大字伊那富…番、地目は畑、面積163㎡を、
大字伊那富…番地にお住まいの M さんが譲り受けるものです。

譲受人の M さんは、申請地北側の畑を所有されており、長年申請地部分も一体的に耕作されておりました。譲渡人の L さんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定はないことから、M さんに譲るということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。

す。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について私の方からご報告させていただきます。3月17日に小松さん私それから現在農地の地権者のLさんと3人で現地を確認しました。今回の経過なんですが、実は譲受人のMさんが、Lさんの農地を自分の農地だと勘違いをして、そこに北側、地図の上のリンゴ畑なんですが、リンゴをそこへ植えてしまったということで、またLさんも農業を実際にはしてなかったもんですから、そういう現状も全然知らないでいたと。たまたまLさんがこの度相続ということになり調査が入って、農地が自分の農地だということがわかり今回の3条の移転ということになりました。たまたまここは地図で見ても本当にわずかな、奥の畑に入るための進入口ということだったんですが、それも使ってなかったもんですからそんなことになってしまったということです。よろしくご審議ください。

ではこの件につきまして何か皆さんの方からご意見ご質問あればお願いいたします。なければ7番について採決をとりたいと思います。7番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

それでは8番について野澤さんお願いいたします。

<野澤事務局次長>

8番、所有権の移転でございます。地図は7ページをご覧ください。

大字赤羽…番地にお住まいのNさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は畑、面積146㎡を、

大字横川…番地にお住まいのOさんが取得するものです。

譲受人のOさんは、申請地の隣接地を所有されており、一体的に耕作されるということで取得され、農業経営の拡大を図るものです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤前委員、立澤前推進委員から意見書をいただいております。

<事務局中澤>

こちらの件につきましても飯澤前委員、立澤前推進委員から報告をいただいております。Nさんの今回の農地をすでにOさんが隣の自分の農地と合わせて一体的に作られるという事で、Nさんは赤羽にお住まいでこちらの方で耕作の予定がないとのことで、今回Oさんの方で一体的に耕作をされる目的で取得されるということで今回の申請が上がってまいりましたので、特に問題ないと思われまます。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。それでは8番について意見質問ありましたらお願いいたします。なければ8番について採決をとりたいと思います。8番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<事務局中澤>

議案書の4ページをご覧ください。こちらは農地法5条の申請になります。5条は農地を農地じゃないものに転用し、なおかつ自分の農地ではなく農地を売買して取得して農地じゃないものに転用するという申請になります。今回のこの5条の申請ですが、次の5ページの関連の内容でありまして、当初別の方がこの農地をご自分の家を建てるつもりで転用をしたくて許可を出してあるんですが、いろいろ事情があり事業ができないまま別の事業者の方が今回別の用途で農地を転用ということで申請がありましたので、通常の5条の申請と計画変更ということで2種類の申請を受け付けております。

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのPさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積585㎡を、

岡谷市田中町…一丁目…番に所在する有限会社Qが取得し、社宅を新築するための申請であります。

この件につきましては、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のPさんは、住宅用地として平成30年12月6日

に5条の許可を受け権利を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は継承者である有限会社 Q が取得し、従業員2名用の社宅を新築する計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、また、計画変更であることから地域計画からの除外も必要なく、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては上島前委員、大井田前推進委員から意見書をいただいております。

<事務局中澤>

大井田前推進委員から伺っております。3月11日に上島前委員、大井田さん、行政書士と3名で現地確認を行いました。対象農地は宅地として取得をしましたが、建てる必要がなくなり、従業員用の社宅建設に変更となっております。周りは宅地であり、東側に畑もありますが、この建設での影響はほとんどないと判断いたしました。境界もはっきりしていて特に問題となるところはないということで伺っております。以上です。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして、何か意見ご質問あればお願いいたします。ないようですので採決に入りたいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について】

<野澤事務局次長>

議案書7ページから9ページをご覧ください。

こちらは、平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会に関する法律(農業委員会法)が改正され、本改正に伴い「農地の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須事務とされました。

「農地の利用の最適化の推進」とは、

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進 の3点です。

令和4年「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知により農業委員会

による最適化活動の目標設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等を行なうこととされたことにより目標を設定するものです。

一枚目裏、1最適化活動の成果目標ですが、

(1)農地の集積では

①に現状値

②の目標の中の集積率は、県で示している70%という数値を入れてあります。

(2)遊休農地の解消では

①の現状に対し②目標では、令和3年度の面積に対し目標を1/5の面積とされていることから2.6haとしています。

二枚目(3)新規参入の促進では

②の目標は過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上とされていることから2.5haとしています。

2最適化活動の活動目標ですが

(1)の活動日数は県で示されている月10日を昨年同様目標としています。

(2)活動強化月間は11月から1月の3回を強化月間として設定しています。

(3)新規参入相談会への参加目標は上伊那農業農村支援センターで開催予定の就農相談会へ1回参加することを目標とさせていただきました。

集積率目標は70%ととても不可能な目標値となっていますが、いずれの目標も県の目標値・様式で示されている数値を用いることとなっているため、このような目標数値となっています。

目標達成できなかった場合のペナルティーはございませんが、活動日数の目標については、ちょっとした農地の見回り活動でも、本日お配りする活動記録簿に記入し提出していただくことで達成できる数値でありますので、後程ご説明いたしますが、毎月の活動を記録簿にご記入いただき、提出にご協力いただけるようお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。今の最初に議案については毎年初めに提出するものとして提案されております。これについて採決をとりたいと思います。議案第2号について賛

成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

(報告事項)

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第4条の農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書10ページ、地図は10ページの通りです。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の10ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計11件、議案書の11ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<野澤会長>

ありがとうございました。これにて総会の議事は以上でございます。あとは事務局の方からお願いいたします。

<丸山事務局長>

議事ありがとうございました。それでは5番のその他に移らさせていただきます。皆様の方から本日の会議の中で何かご意見ご要望等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方から連絡があります。

(その他)

<事務局中澤>

事務局からですが、この後協議会というものが始まりますが一旦休憩を挟んで行わせていただきます。この総会終了後に推進委員の皆様は恐れ入りますが、後ろの方にお集まりいただければと思います。最適化推進委員さんの中での委員長さん、それから副委員長さんこちらを決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

<丸山事務局長>

それでは次回 5 月 9 日金曜日の 10 時から会場ここでもよろしくお願いいたします。
それでは閉会とさせていただきます、飯澤代理お願いいたします。

(閉会)

<飯澤職務代理>

慎重審議ありがとうございました。ではこれで委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印